

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】

(業務管理体制の整備等)

- 第 51 条の 2 指定事業者等は、第 42 条第 3 項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。
- 2 指定事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。
- 一 次号に掲げる指定事業者等以外の指定事業者等 都道府県知事
 - 二 当該指定に係る事業所若しくは施設が 2 以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等(のぞみの園の設置者を除く。第 4 項、次条第 2 項及び第 3 項並びに第 51 条の 4 第 5 項において同じ。)又はのぞみの園の設置者 厚生労働大臣
- 3 前項の規定により届出をした指定事業者等は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣又は都道府県知事(以下この款において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。
- 4 第 2 項の規定による届出をした指定事業者等は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。
- 5 厚生労働大臣等は、前 3 項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

(報告等)

- 第 51 条の 3 前条第 2 項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定事業者等(同条第 4 項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。)における同条第 1 項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定事業者等若しくは当該指定事業者等の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ若しくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所若しくは施設、事務所その他の指定障害福祉サービス等の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは、当該指定事業者等に係る指定を行った都道府県知事(次条第五項において「関係都道府県知事」という。)と密接な連携の下に行うものとする。
- 3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定事業者等における前条第 1 項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第 1 項の権限を行うよう求めることができる。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第 1 項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた

都道府県知事に通知しなければならない。

- 5 第9条第2項の規定は第1項の規定による質問又は検査について、同条第3項の規定は第1項の規定による権限について準用する。

(勧告、命令等)

第51条の4 第51条の2第2項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定事業者等(同条第4項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。)が、同条第1項の厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

- 2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 3 厚生労働大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

- 5 厚生労働大臣は、指定事業者等が第3項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

(相談支援事業者の業務管理体制の整備等)

第51条の31 指定相談支援事業者は、第51条の22第3項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

- 2 指定相談支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号及び第3号に掲げる指定相談支援事業者以外の指定相談支援事業者 都道府県知事

二 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であつて、当該指定に係る事業所が1の市町村の区域に所在するもの 市町村長

三 当該指定に係る事業所が2以上の都道府県の区域に所在する指定相談支援事業者
厚生労働大臣

- 3 前項の規定により届出をした指定相談支援事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長(以下この款において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

- 4 第2項の規定による届出をした指定相談支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更

により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

- 5 厚生労働大臣等は、前3項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

(報告等)

第51条の32 前条第2項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定相談支援事業者(同条第4項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定相談支援事業者を除く。)における同条第1項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定相談支援事業者若しくは当該指定相談支援事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定相談支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他の指定地域相談支援若しくは指定計画相談支援の提供に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該指定一般相談支援事業者に係る指定を行った都道府県知事(次条第5項において「関係都道府県知事」という。)又は当該指定特定相談支援事業者に係る指定を行った市町村長(以下この項及び次条第5項において「関係市町村長」という。)と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。

- 3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定一般相談支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、市町村長は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定特定相談支援事業者における同項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第1項の権限を行うよう求めることができる。

- 4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による都道府県知事又は市町村長の求めに応じて第1項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

- 5 第9条第2項の規定は第1項の規定による質問又は検査について、同条第3項の規定は第1項の規定による権限について準用する。

(勧告、命令等)

第51条の33 第51条の31第2項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定相談支援事業者(同条第4項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定相談支援事業者を除く。)が、同条第1項の厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

- 2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指

定相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 3 厚生労働大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた指定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定相談支援事業者が第3項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。

(罰則)

第111条 第48条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)、第51条の3第1項、第51条の27第1項若しくは第2項若しくは第51条の32第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則】

(法第51条の2第1項の厚生労働省令で定める基準)

第34条の27 法第51条の2第1項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定を受けている事業所及び施設の数が1以上20未満の指定事業者等(のぞみの園(法第5条第1項に規定するのぞみの園をいう。以下同じ。))の設置者を除く。以下この条において同じ。) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)の選任をすること。
- 二 指定を受けている事業所及び施設の数が20以上100未満の指定事業者等 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
- 三 指定を受けている事業所及び施設の数が100以上の指定事業者等並びにのぞみの園の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第34条の28 指定事業者等は、法第51条の2第1項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第2項各号に掲げる区

分に応じ、厚生労働大臣又は都道府県知事(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

- 一 指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - 二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
 - 三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(前条第2号及び第3号に掲げる者である場合に限る。)
 - 四 業務執行の状況の監査の方法の概要(前条第3号に掲げる者である場合に限る。)
- 2 指定事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第51条の2第2項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。
- 3 指定事業者等は、法第51条の2第2項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

(都道府県知事の求めに応じて法第51条の3第1項の権限を行った場合における厚生労働大臣による通知)

第34条の29 法第51条の3第4項の規定により厚生労働大臣が同条第1項の権限を行った結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

(法第51条の4第3項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣による通知)

第34条の30 厚生労働大臣は、指定事業者等が法第51条の4第3項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定事業者等の指定を行った都道府県知事に通知しなければならない。

(法第51条の31第1項の厚生労働省令で定める基準)

第34条の61 法第51条の31第1項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定相談支援事業者(法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。) 法令遵守責任者の選任をすること。
- 二 指定を受けている事業所の数が20以上百未満の指定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
- 三 指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第 34 条の 62 指定相談支援事業者は、法第 51 条の第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

一 事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所の数が 20 以上の指定相談支援事業者である場合に限る。)

四 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所の数が 100 以上の指定相談支援事業者である場合に限る。)

2 指定相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第 51 条の 31 2 二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

3 指定相談支援事業者は、法第 51 条の 31 第 2 項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

(都道府県知事又は市町村長の求めに応じて法第 51 条の 32 第 1 項の権限を行った場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知)

第 34 条の 63 法第 51 条の 32 第 4 項の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事が同条第 1 項の権限を行った結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

(法第 51 条の 33 第 3 項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知)

第 34 条の 64 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定相談支援事業者が法第 51 条の 33 第 3 項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定相談支援事業者の指定を行った都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。